

令和5年第3回津南町議会臨時会会議録

(5月19日)

招集告示年月日		令和5年5月12日		招集場所		津南町役場議場	
開 会	令和5年5月19日午前10時00分			閉 会	令和5年5月19日午前11時19分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	不応・欠	9番	吉野徹	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	欠員		11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	江村大輔	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田稔	応・出	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長	太田昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長	村山詳吾	○	
	教育長	島田敏夫	○	DMO推進室長	石沢久和		
	農業委員長			建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員			教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者			
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長			
	税務町民課長	小島孝之	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂晃久		議会事務局班長	太田一規	
会議録署名議員	6番	江村大輔		10番	栞原洋子		

〔付議事件〕

(5月19日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 選挙第1号 十日町地域広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（津南町税条例の一部改正）
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認について（津南町国民健康保険条例の一部改正）
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認について（令和5年度津南町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認について（令和5年度津南町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第9 議案第33号 財産の取得について（マイクロバス）
- 日程第10 議案第34号 財産の取得について（ロータリ除雪車）
- 日程第11 議案第35号 令和5年度津南町一般会計補正予算（第4号）

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和5年第3回津南町議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席届出者は、2番、小木曾茂子議員です。

これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、6番、江村大輔議員、10番、栞原洋子議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3 諸般の報告

議長（恩田 稔）

諸般の報告を行います。

4番、関谷一男議員より、令和5年4月11日付けで議員辞職願が提出されました。これを受け、地方自治法第126条但し書きの規定により、議長において同日付けでこれを許可

いたしましたので、御報告いたします。

次に、4番、関谷一男議員の辞職により、同議員が所属しておりました議会広報特別委員会が1名欠員となりました。閉会中でありましたので、津南町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、5番、桑原義信議員を議会広報特別委員会委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

日 程 第 4

選挙第1号 十日町地域広域事務組合議会議員の選挙

議長（恩田 稔）

選挙第1号十日町地域広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

十日町地域広域事務組合議会議員に、3番、久保田等議員を指名いたします。

議長（恩田 稔）

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました久保田等議員を十日町地域広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました久保田等議員が十日町地域広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま十日町地域広域事務組合議会議員に当選されました3番、久保田等議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

日 程 第 5

承認第1号 専決処分の承認について（津南町税条例の一部改正）

議長（恩田 稔）

承認第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第1号につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、津南町税条例の一部を改正するものでありますが、本年4月1日から施行する事項もありましたので、4月1日付けで専決処分をさせていただきました。

細部につきましては、税務町民課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

税務町民課長（小島孝之）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 6

承認第2号 専決処分の承認について（津南町国民健康保険条例の一部改正）

議長（恩田 稔）

承認第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第2号につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して保険料の減免を行うこととしていましたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられたことを踏まえ、減免に対する財政支援の基準が示されたため、国基準に従い津南町国民健康保険条例の一部を改正するものであり、本年4月1日から施行させていただくため、4月1日付けで専決処分をさせていただいたものです。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 7

承認第3号 専決処分の承認について（令和5年度津南町一般会計補正予算（第2号））

議長（恩田 稔）

承認第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第3号の主なものを御説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金繰入金金の増、前年度繰越金の増。歳出で、ニュー・グリーンピア津南関係修繕料の増でございます。

福祉保健課関係では、歳出で、過年度母子保健衛生費、過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費及び接種対策費国庫補助金返還金の増でございます。

農林振興課関係では、歳出で、石坂トンネル関係修繕料の増でございます。

いずれも緊急を要する事業であったため、4月6日付けで専決処分をさせていただきました。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

12番、草津進議員。

(12 番) 草津 進

総務課長に 1 点でありますけれども、ニュー・グリーンピア津南のポンプの入替え、これは連休に間に合ったのですか。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (鈴木正人)

連休には間に合いませんでした、5 月 16 日に工事が完了ということで報告を受けているところでございます。

議長 (恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 3 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 3 号は承認することに御異議ありませんか。

— (異議なしの声あり。) —

異議なしと認めます。よって、承認第 3 号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 8

承認第 4 号 専決処分の承認について (令和 5 年度津南町一般会計補正予算 (第 3 号))

議長 (恩田 稔)

承認第 4 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

承認第 4 号の主なものを御説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、前年度繰越金の増です。

福祉保健課関係では、歳入で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費国庫補助金の増。歳出で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び給付金に係る事務費の増でございます。

建設課関係では、歳出で、町道結東見倉線修繕工事ほかの工事請負費の増でございます。

いずれも緊急を要する事業であったため、5 月 9 日付けで専決処分をさせていただきました。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、建設課長（鴨井栄一郎）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

全員協議会でも伺ったりしたところもあるのですが、ひとり親世帯に関しては、県で支給するのでということですが、これは県で支給する額も同じ5万円なのですね。これは、例えば、国がこの臨時交付金を出すに当たって、5万円という金額を別に指定するわけではないですよね。あるいは、ひとり親世帯は県が出すから、それ以外を市町村でという、国の何か指定するものがあるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

子育て世帯生活支援特別給付金についての御質疑でございます。額につきましては、児童1人当たり一律5万円ということで、これは国のほうで示されているものでございまして、県が支給するもの、町が支給するもの、金額は変わりはありません。それから、こちらについても、特に津南町とか町村部は福祉事務所というものは設置しておりませんので、福祉事務所が払っているということになります。市は福祉事務所の設置が義務付けられておりますので、市の場合は同じ市の中で児童扶養手当受給者、低所得の子育て世帯、両方払っているということになります。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

では、町長にお伺いしたいのですが、今までこの臨時交付金は何回か出されてきているなかで、こう見てくると、ひとり親世帯というのが国なり県なりで支給されているということで、津南町は結構ひとり親世帯を除いた子育て世帯というのが何度かあって、その都度、私は異を申し立てていたのですが、ひとり親世帯というのは本当に生活が大変だということで、私の認識だと、国が特別に見なければならぬというふうを受け止められます。ですので、津南町がなぜこのひとり親世帯というのをこのように子育て世帯に配布するときに抜くという考え方の根底を町長にお伺いしたいです。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今ほど、福祉保健課長が申しあげましたように、福祉事務所を有していない町村部ににつきましては、県がそれをやることになっております。ですので、元の財布は国費ですので、どの機関がやるかということで、市は市が福祉事務所を持っておりますので市から出るということでございます。同じ支援策をこのたび国が行っているということでございます。また、ひとり親世帯につきましては、この後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正予算の関係の中で、ひとり親世帯への生活支援給付金の増などが計上されておりますので、そのなかで議論をしていただければと思っております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

この後、重複してひとり親世帯にも出しているのは評価するところです。ただ、ほかの市町村でも、重複して出しているという所もあるわけなのです。だから、例えば国はこういう方針であっても、津南町はやはりひとり親世帯に上乘せして、国に上乘せして出すというような考えはないということでしょうか。ただ国でこれを出せば良いのだ、自主財源を使おうが、何をしようが、本当にここが大変なのだから上乘せが必要だという考えはないということでしょうか。町長に伺いたいのです。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

このたびの専決処分の件につきましては、国のほうで低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業が行われるということのなかで、地方のほうに降りてきて事業化されているものでございます。ですので、国一律で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援給付金特別事業が行われており、一定の期間の中で行ってほしいという国のほうの意向でございます。それとはまた別に、当町では、ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金を、いわゆる議員の言葉をお借りすれば、更に町としてその部分を御支援させていただきたいというものでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第4号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—
異議なしと認めます。よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 9

議案第33号 財産の取得について（マイクロバス）

議長（恩田 稔）

議案第33号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

地域公共交通の確保を図るため、市町村有償運送に供するマイクロバスを購入するもの
でございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第33号について採決いたします。

議案第33号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

議案第34号 財産の取得について（ロータリ除雪車）

議長（恩田 稔）

議案第34号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

冬期交通の確保を図るため、ロータリ除雪車を購入するものでございます。
細部につきましては、建設課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。
1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

この競争入札の範囲は、県内ということよろしいでしょうか。競争入札なのですが、県内の業者ということ指定して指名入札したのでしょうか。それから、指名は何社あったのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回の入札ですけれども、一般競争入札で2 社県内から入っております。(株)山崎サービスさんが落札したものでございまして、入札は1 回で終了しております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 34 号について採決いたします。

議案第 34 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 11

議案第 35 号 令和 5 年度津南町一般会計補正予算（第 4 号）

議長（恩田 稔）

議案第 35 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 35 号の主なものを御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、前年度繰越金の増でございます。

福祉保健課関係では、歳出で、在宅介護者生活支援特別手当の増、重度心身障害者見舞金の増、子育て世帯応援特別給付金及び事務費の増、物価高騰対策事業者支援金・低所得世帯支援給付金・ひとり親世帯等に対する生活支援給付金の増でございます。

観光地域づくり課関係では、歳出で、事業所省エネルギー設備導入促進支援補助金の増でございます。

建設課関係では、住宅の省エネ改修補助金の増でございます。

教育委員会関係では、小中学校給食食材費補助金の増となっております。

細部につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、観光地域づくり課長（村山詳吾）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

2 点ばかり。5 ページの臨時給付金の低所得世帯支援給付金、930 世帯。全員協議会の時は八百何世帯なので、よく分からないのですが、930 世帯の内訳をお聞かせいただきたいということと、先ほど課長が言った 2 万円を物価高で上乗せするのだよということですが、皆さん方、全部、先ほどから 1 世帯 5 万円というものが基準となっているみたいなのですが、国が 3 万円プラス独自で 2 万円、では、2 万円はどういう算出根拠なのかということも 2 点だけですが、お願いします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

低所得世帯支援給付金についての御質疑でございます。まず、こちらの 930 世帯の根拠ということですが、御案内のように令和 5 年度の課税状況というのはまだ確定しておりません。6 月にならないと課税世帯数というのは把握できませんので、昨年度の実

績、昨年度までの世帯数等々を勘案して、担当のほうで 930 世帯というかたちで算出させていただいたというものでございます。

それから、この 3 万円に上乗せをした分ということでございます。先ほど、議案の説明のところでもお話させてもらいましたけれども、こちらの財源としてはコロナの交付金でございますが、国がそのなかで交付金という名称ですけれども、内容としては、あくまでも低所得者を重点的に支援してくださいというかたちで、今回、国のほうの指示があるというものでございます。そのうちの 2 万円の根拠ということなのですけれども、2 万円の根拠というのはないのですけれども、非課税世帯ということで、3 万円に更に上乗せして支援をさせていただきたいということで、このたび独自に 2 万円の上乗せをさせていただいたというもので、総合的に判断させていただいたということで御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

ということは、930 世帯については未確定だということで、去年の数字を参考にしたということですが、先ほどのひとり親家庭に 5 万円、均等割の非課税の方々も 5 万円支払うわけですけれども、それは数の中には入っておりませんね。そういう世帯。前に専決処分で行った、低所得者の子育て支援に対する 5 万円分は、今回の低所得者の家庭の中には、非課税の家庭の中には入っているのか、いないのか、これだけ確認します。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

趣旨としては、当然、低所得の生活支援という目的としては同じところでございますけれども、当然、それぞれの給付金が別の給付金ということでございまして、先ほどの 5 万円の低所得の世帯、児童扶養手当を受給している方でも、令和 5 年度が非課税であれば、当然、こちらのほうも対象になるということで御理解いただきたいと思います。っております。

議長（恩田 稔）

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

ということは、何世帯あるのかがまた未確定であるわけですね。結構重複があるので、最高 10 万円ということですか。もっともらう世帯があるということですか。それだけ最後に質疑します。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

重複ということですが、当然、今ほど言ったように給付金の事業が違いますので、先のほどの専決処分でご承認いただいた国の5万円、いわゆるひとり親世帯ということであればですね。それと、今回の町単独のひとり親世帯等に対する生活支援給付金。それから、子どもさんが15歳未満であれば、子育て世帯応援特別給付金。それから、低所得の今回の5万円。これが全てもらえる可能性の方もいらっしゃるということで御理解いただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今の件も含めてなのですが、先ほどの専決処分のこれは、国がともかく子育て世帯に5万円という額を指定してきて支払いなさいというふうに受け取っていいのですね。分かりました。それなら理解ができました。それで、今回のこの補正については、生活支援という意味で、生活弱者という表現が良いのかどうか分かりませんが、低所得者、あるいは子育て世帯、ひとり親世帯、こういったところに支援していただいているということは高く評価をするところです。

それで、1点、建設課に質疑なのですが、住宅の省エネ改修工事に補助をするということです。そのほかに住宅改修の補助制度がありますが、これは例えば、大きな100万円くらいの工事をしたときに、その中に省エネ改善の事業が入っていたという場合、両方分けて、両方でもらうということが出来ますか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

現在ある住宅改修事業と、この省エネ改修事業、これは別物と考えていただいて、この省エネ改修事業は特化型ということで本当に省エネに係る部分のみこの対象にさせていただいて、係らない部分につきましては、現在の住宅改修事業を使用していただけるということを考えております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

その辺の整理がよく分からないのですけれど、例えば、大きな500万円くらいの住宅改修工事をしたと、その中に省エネ工事も含まれているという場合、これは住宅改修工事だけだと上限があるので、2割補助でも上限がありますよね。ですので、例えば、省エネ工事の部分と切り離して、省エネ工事のほうは省エネ事業のほうに請求をする、そのほかの部分は住宅工事で請求するということができますかということです。

議長(恩田 稔)

建設課長。

建設課長(鴨井栄一郎)

そのように2本立てで請求ということですが、省エネ改修工事も申請してもらって、今の住宅改修事業を今までの上限以上もらっていない方、対象になる方であれば申請できます。

議長(恩田 稔)

6番、江村大輔議員。

(6番) 江村大輔

物価高騰対策事業者支援事業についてなのですが、この理由として、電力・ガス・食料品等の価格高騰により負担増を踏まえ影響を受けている事業者ということで、これが介護サービス事業者と障害サービス事業者というのは、何か国からの指定があったのか、それとも、なぜこの所が対象になったのかというのがあればお聞かせください。

議長(恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長(野崎 健)

事業者への支援金についての御質疑でございます。こちらは、先ほど来、お話しておりますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金、いわゆる物価高騰対策に使っているということでございます。こちらは2本立てでございます。対象事業は一つとして、先ほど言った3万円の低所得者世帯の支援枠、もう一つが推奨事業メニューというのが幾つか、大きく分けて八つのカテゴリーに分けられております。その中の事業者支援という中の一つに、医療・介護・公衆浴場等々に対する物価高騰対策支援という事業所への支援というものがメニューとしてありますので、そちらのメニューの中で、昨年の秋にも実施させていただきましたけれども、第二弾というかたちでやらせていただいたと、事業を実施させていただきたいということでございます。

議長(恩田 稔)

6番、江村大輔議員。

(6番) 江村大輔

その優先順位みたいなものは町で議論はするのですか。今ほど、八つのメニューがあるなかで、公衆浴場があったりとか、それぞれ町もいろんな施設があるなかで、今回は二つの事業所だというのは町の中でも順序というものがあるのか分からないのですけれど、どこもきっと均等に大変なのだと思うのですけれども、こういった決め方なのかというのがあればお聞かせください。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (鈴木正人)

今回のコロナ対策事業につきましては、課長会議の中でどこら辺を重点的にやるべきかというところで議論を重ねさせていただいております。併せて、更に査定を重ねさせていただいております。

議長 (恩田 稔)

6番、江村大輔議員。

(6番) 江村大輔

これまでもコロナの特別給付金はあったので、そこら辺がいろいろな事業所がどういふふうになったかというのが議員のほうにも分かるようになっていると非常にスムーズに見られるのかなと思われましたので。

質疑は以上です。

議長 (恩田 稔)

13番、風巻光明議員。

(13番) 風巻光明

石田議員と同じように、今回の補正予算第4号、1億1,000万円のうち民生費で約8,500万円使っている。非常に困っている家庭に光を当てる非常に良い補正だと私は評価したいと思います。

ただ、そのなかで1点、私は疑問点がございまして、町長にお伺いしたいと思います。1億1,000万円の財源のうち、国からの交付金が7,500万円、町の繰越金を取り崩して使うのが3,500万円、計1億1,000万円だと思います。この繰越金は、国の補助金に対して約40%積み上げて繰越金を使っているわけですけれども、「なぜこんなにいっぱい使うのですか。」と全員協議会の時に質疑したら、「各項目に余裕を持たせて膨らませて予算を作っています。」という回答が確かあったと思います。この繰越金3,500万円を使うのが国の補助金に対して約40%膨らませているのですけれど、これが町長は妥当だと判断して決断を下したのか。妥当だと判断したのだったら、何を根拠にこの3,500万円を積み上げるの

が妥当だということを決断したのか、お聞かせいただきたいのです。その根拠に、今日の専決処分も含めて補正予算で、第2号については、この繰越金を使ったのがベースに対して17%くらいです。それから、次の補正予算第3号、これは今度、国の支出金に対して繰越金は130%も使っています。今回は40%強使うということなのですけれども、それぞれの補正で繰越金の使う額がバラバラ、極端に多くなったり少なくなったり。こういった繰越金の使い方は、そのときそのときの思い付きで繰越金をこれだけ使うとやっているのか、それとも、何かいろいろ根拠があってやっているのか。まず一番は、国の最後の補正予算第4号で約3,500万円、国の支出金に対して40%増、これが妥当であるという根拠をお聞かせください。それと、前半の補正予算の繰越額がバラバラ増減しているという、それはどういう基準でやっているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

私への質疑ということですので、私のほうから申し上げますが、それぞれ補正予算における繰越金の使用ということにつきましては、かなりテクニカルな面がございますので、それぞれのキャッシュ・フローのなかで繰越金のほうは数を挙げているというところがございます。また、このたびは、これまでのコロナ事業をさせていただくなかでのそれぞれの事業の実績なども過去の経過も踏まえまして、予算を計上させていただいて、その後、繰越金を充てているというところがございますけれども、私といたしましては、このたびの対策について、エネルギー・物価高騰、それに影響を受けておられる町民の皆様に対してまして、必要な対策を打たせていただくというところで予算を計上させていただいております。いろいろと技術的な面はありますので、補足は総務課長のほうからさせていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

補正予算でございますので、本来であれば、当初予算に計上させていただくというのが大原則でございます。補正予算、原課で要求のある際には、真に必要なもの、真に緊急的にやらなければいけないもの、これに重点を絞って予算計上せよということをお願いをしているところでございます。それを先ほど申し上げましたとおり、時には課長会議、あるいは予算査定、町長査定までの中で、本当に真にそれが必要であるかという観点で予算をしっかりと判断をさせていただいているところでございます。今回、コロナの交付金のものにつきましては、金額が大きくなっておりますけれども、私どもとすれば、今現在、非常に物価高騰等で生活不安等があるなかで、ここはしっかりと手当をしなければいけないと判断したものでございます。一部、そのなかで交付金を活用するという観点から、予算が若干膨

らませ気味になっている。要は、どうしても盛り上げておかないと、交付金をしっかり活用できないという部分がございますので、その部分はあるのですが、必要な予算をしっかりと計上させていただいたと私どもとしては考えているところでございます。なお、繰越金につきましては、これまでここ数年間も全て2億円以上、令和3年度分につきましては、4億8,000万円の繰越金があったところでございます。そういったところを踏まえ、そこを超えることのないように判断するなかで、しっかり活用できる分は活用させていただいたということでございます。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

町長の今の答弁だと、その都度その都度、キャッシュ・フローを見ていろいろ決めていると。期初めにキャッシュ・フローがショートしそうだとか、私はあり得ないとは思っておるのですけれども。それはそれでいいです。

それと、今の繰越金の関係ですけれども、総務課長は「令和3年度は4億8,000万円ありました。」と言うけれど、それは繰越明許費も入れて4億8,000万円ですよ。実質は3億8,000万円ですよ。繰越明許費を引くから1億円くらい少ないはずなのです。今年は、今現在、予算は繰越金は1億5,000万円です。今回の3,500万円を繰越金増として1億7,000万円になりましたから、予算値はもうオーバーしているわけですよ。ただ、これはいろいろからくりがあって、まだまだあるのだと思います。それは、令和4年度の決算が出てみないと、実質収支額というのが分からないから、私は今、どのくらい懐に繰越金を持っているのかよく分からないのですけれども、昨年度は令和3年度が3億8,000万円だとすると、令和4年度はもっと減っているのだろうと私は思うのですけれども、決算書が出ていないのでよく分からない。だから、その辺の令和4年度の実質収支を見て、繰越金がどのくらいになるのだろうということを推定してやっているのか。推定すると、大体どのくらいあるだろうと予測しているのか。それについてお答えください。これが最後にします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

実際のところ、会計閉鎖は5月31日でございますので、そこが閉まってみないと、どの程度繰越しというところは分からないのですけれども、既に確定してきている部分というところがございます。今、金額的にどの程度というところは持ち合わせてはいないのですが、その辺をにらみつつ、必要な予算はどこであるか。もし仮に、ここで繰越額を超えてしまうような予算を付けてしまったときには、ここは財政調整基金等（の取り崩し）をやっても必要なものであろうということで、今回判断をさせていただいたものとお考えいただければと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 35 号について採決いたします。

議案第 35 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和 5 年第 3 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前 11 時 19 分）—